

令和5年4月10日

ご利用者さま

J Aバンク高知

「成年後見支援貯金」の取扱いについて

J Aバンク高知では県下 J Aにおいて、平成 31 年 4 月 1 日（月）より、成年後見制度を利用される方を対象とした「成年後見支援貯金」の取扱いを開始しております。

成年後見支援貯金は、成年後見制度を利用する成年被後見人さまの貯金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭について別管理するための貯金で、その口座開設ならびにお支払いやご解約などに家庭裁判所の発行する「指示書」を必要とします。そのため、成年被後見人さまの財産について透明性の高い適切な管理を行うことができ、財産管理にかかるトラブルの防止が期待されます。また、財産管理の負担が小さくなることから、成年後見人さまにおいては成年被後見人さまの身上保護に集中しやすくなります。

J Aバンク高知では今後とも、社会的要請が高まっている成年後見制度の普及に貢献するとともに、組合員さまをはじめとした地域のご利用者さまのニーズにお応えできるよう、サービスの提供に努めてまいります。

記

1 取扱開始日

平成 31 年 4 月 1 日（月） ～

2 商品概要

(1) 商品名

成年後見支援貯金（普通貯金・決済用普通貯金）

(2) 利用対象者

個人のお客さまで、家庭裁判所から口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方

(3) 払戻方法

家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づく取扱いとなります。

3 取扱い J A

- ・高知市農業協同組合
- ・高知県農業協同組合
- ・土佐くろしお農業協同組合
- ・高知県信用農業協同組合連合会

4 本件にかかるお問合せ先

現在お取引いただいている J A またはお近くの J A へお問い合わせください。

以上